平成２４年（再イ）第７号
神戸市西区玉津町出合474番地の２池内マンションⅢ201、事業所所在地神戸市西区王塚台５丁目24ウエストビラ西本101
再生債務者　ヘアービューティーイズこと　森田　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第２２号
岡山市北区北長瀬本町３番24号　アストラディープ103
再生債務者　浜村　知宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２４号
広島市佐伯区海老園１丁目４番24―601号
再生債務者　竹下　隆弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２０４号
札幌市豊平区平岸５条10丁目２番17号　カーサ・フローラルＢ―201号
再生債務者　重光　智華
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１８号
茨城県牛久市田宮町1083番地29
再生債務者　三浦　弘三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２４年（再イ）第３３号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目50番地２
再生債務者　稲見　忠幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第３４号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目50番地２
再生債務者　稲見　幸代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第２５号
愛知県豊田市喜多町３丁目104番地　ライオンズシティ豊田901号
再生債務者　小城　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第１号
三重県伊勢市船江１丁目15番16号
再生債務者　小久保ひろみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月18日
津地方裁判所伊勢支部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 15 号

大手町一丁目第２地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物の建築工事について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 24 年 10 月１日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
大手町一丁目第２地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構及び三菱地所株式会社
3　事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目３番７号
4　施行地区に含まれる地域の名称
東京都千代田区大手町一丁目地内
5　施設建築物の建築工事が完了した年月日
平成24年10月１日

以　上

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 24 年 10 月１日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
九州縦貫自動車道宮崎線	宮崎県宮崎市清武町大字今泉	改築工事	平成24年10月２日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 24 年阪神高速公告第 21 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成24年10月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年 10 月１日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

1．記Ⅰ中「(仮称)」を削る。
2．別添１中「北神戸箕谷・箕谷ＪＣＴ（仮称)」を「箕谷・箕谷ＪＣＴ」に、「生田川箕谷線（出入口名は仮称)」を「32号新神戸トンネル」に、「新神戸トンネル箕谷」を「箕谷」に改める。

プログラムの著作物に係る登録に関する公示（第 306 号）

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号）第４条及び第５条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 24 年 10 月１日　　一般財団法人ソフトウェア情報センター理事長　野村　豊弘

〔掲載順序〕　①登録番号②登録年月日③登録申請者の住所又は居所及び氏名又は名称④プログラムの著作物の題号及び分類